



保育・教育費負担の現状と地方自治体による支援策 ： 漸進的教育無償化の視点から島根県を事例として

川内, 紀世美

(Citation)

高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究

(Issue Date)

2021

(Resource Type)

research report

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012877>



保育・教育費負担の現状と地方自治体による支援策 —漸進的教育無償化の視点から島根県を事例として—

Current Situation of Childcare and Education Expenses and Support Measures by Local Governments: A Case Study of Shimane Prefecture, Japan from the Viewpoint of Progressive Introduction of Free Education

川内 紀世美*

KAWAUCHI Kiyomi*

(*大阪健康福祉短期大学 保育・幼児教育学科/松江キャンパス)

キーワード：教育費負担 educational expenses, 漸進的教育無償化 progressive introduction of free education, 地方施策 local policy, 保育・教育 childcare and education, 高等教育進学 access to higher education

はじめに

2012年9月11日、日本政府はこれまで一部留保してきた「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約/国際人権A規約)第13条2(b)および(c)の留保撤回を国連に通告した⁽¹⁾。第13条は、「教育への権利(right to education)」について(b)は中等教育の、(c)は高等教育の「無償教育の漸進的な導入」による機会均等を定めた条項である。日本政府は、1979年の批准以来「特に、無償教育の漸進的な導入により、」の部分留保してきたのであるが、この撤回によって、中等教育、高等教育についても無償化へと漸進的に歩むことが義務付けられた。

その後、日本政府は、2017年12月8日閣議決定「新しい経済対策パッケージ」において、「人づくり革命」として人材への投資をうたい、幼児教育から高等教育までの教育無償化の検討を進めてきた。「幼児教育・保育の無償化」は、2019年5月17日公布「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」(令和元年法律第7号)による制度で、2019年10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3~5歳児クラス、住民税非課税世帯0~2歳児クラスの子どもたちの利用料が無料となった。高等教育の無償化については、同じく2019年5月17日公布「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第8号)により、低所得層を対象とした国による授業料等減免の制度化、学資支給(給付型奨学金の支給)が定められ、2020年4月から実施された。

渡部・國本(2018)は、「漸進的教育無償化を進めるためには、中央政府とともに地方政府(都道府県および市町村)や学校法人・大学法人の果たす役割も軽視できない」とし、地方研究「保育・教育費負担の現状と地方自治体による支援策—斬新的教育無償化の視点から鳥取県を事例として—」⁽²⁾において、鳥取県の教育無償化へ繋がる乳幼児期の保育から青年期の高等教育に至る保育・教育費負担の現状および支援策を調べ上げ、「どの年齢段階においても、地方における支援策の背景には、地域存続をかけた人口減少対策が根底にある」とし、「その地域のニーズの切実さゆえに更に進んでいくと予測される」と指摘した。そして、課題に、「各年齢段階における子ども・若者の発達保障の視点を

加え、教育の機会均等を保障する保育・教育費負担軽減から無償化に向けた地域の合意形成のプロセスの解明」をあげている。また、鳥取県の事例は「各都道府県における就学前から高等教育段階までの支援策をいかに収集して概観し接続させるかという手法・モデルの開発の意義を持つ」ものであり、各都道府県、圏域単位での研究の集積が期待されるとしている。

本稿は、渡部・國本(2018)の先行研究に学びながら、その後の国の政策展開を踏まえて、鳥取県に隣接する島根県を事例として、保育・教育費負担の現状および支援策を調べ、漸進的教育無償化に方向づけられる取組を明らかにする。そして、各都道府県、圏域単位での研究の集積および施策の進展に資せんとするものである。

1. 島根県の概要

島根県は鳥取県の西隣に位置し、日本の都道府県人口の中では鳥取県に次いで少なく、2014年には人口70万人を割った。2021年1月1日現在の推計人口は666,702人である⁽³⁾。島根県は、県庁所在地の松江市と安来市から成る「松江地区」、出雲市の「出雲地区」、雲南市・奥出雲町・飯南町から成る「雲南地区」、大田市・川本町・美郷町・邑南町から成る「大田邑南地区」、浜田市と江津市から成る「浜田地区」、益田市・津和野町・吉賀町から成る「益田地区」、隠岐の島町・西ノ島町・海士町・知夫村から成る「隠岐」の7地区に分けられている⁽⁴⁾。また、県東部の3地区(松江地区・出雲地区・雲南地区)は「出雲地域」、県西部の3地区(大田地区・浜田地区・益田地区)は「石見地域」、隠岐は「隠岐地域」と呼ばれ、島根県は3圏域に大別されている。2009年度までの平成の大合併と、2011年8月1日の松江市と東出雲市の合併、および同年10月1日の出雲市と斐川町の合併により、島根県の自治体は19市町村(8市10町1村)となっている(資料1)。

2020年度の学校基本調査において、島根県の学校機関の数は、幼稚園89園(国立1園、公立76園、私立12園)⁽⁵⁾、幼保連携型認定こども園20園(公立3園、私立17園)⁽⁶⁾、小学校200校(公立200校)⁽⁷⁾、中学校97校(公立94校、私立3校)⁽⁸⁾、義務教育学校2校(国立1校、公立1



資料1 島根県の市町村

出典：島根県HP「島根県の場所」<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/koho/profile/site.html>

校)⁽⁹⁾、高等学校47校(公立37校、私立10校)⁽¹⁰⁾、特別支援学校12校(公立12校)⁽¹¹⁾、専修学校21校(公立2校、私立19校)⁽¹²⁾、大学・大学院2校(国立1校、公立1校)⁽¹³⁾、短期大学2校(公立1校、私立1校)⁽¹⁴⁾、高等専門学校1校(国立1校)⁽¹⁵⁾である。

2. 就学前の取組

就学前に関して、島根県においては、幼稚園89園と幼保連携型認定こども園20園のほか、認可保育所(保育所型認定こども園を含む)が285か所(公立65か所、私立220か所)、地域型保育事業所が18施設(公立3施設、私立15施設)となっている⁽¹⁶⁾。

2020年度の学校基本調査により、全国では国公立幼稚園の数が幼稚園全体の数に占める割合が34.0%となっていることがわかる。島根県においては国公立幼稚園の数が県内の幼稚園の数の86.5%を占め、割合の高さでは島根県は岡山県の86.6%に次いで全国2位となっている。島根県は全国的にみて私立幼稚園に対して公立幼稚園の数の多い県であるといえる⁽¹⁷⁾。

県行政の所管部門は、健康福祉部子ども・子育て支援課が、子育て支援、保育支援を所管する。公立幼稚園は県教育庁教育指導課ならびに各市町村教育委員会が、私立幼稚園は県健康福祉部子ども・子育て支援課が⁽¹⁸⁾、国立大学附属幼稚園は国立大学法人が所管する。保育所・認定こども園・地域型保育事業所は県健康福祉部子ども・子育て支援課ならびに各市町村の担当課が所管する⁽¹⁹⁾。

2018年4月に「島根県幼児教育センター」が島根県健康福祉部と島根県教育委員会の共同所管で設置された⁽²⁰⁾。同センターの利用対象は、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、地域保育事業所、認可外保育施設、小学校であり、地区の保育研究会や所長会なども利用できる。このセンターでは、「幼稚園教育要領における幼児、幼保連携型認定こども園教育・保育要領における園児、保育所保育指針における子ども又は乳児を含め、0歳から小学校、義務教育学校及び特別支援学校小学部就学までの全ての子ども」を「幼児」と定義し、保幼小連携・接続の取組の視点を持ち、支援や幼児教育の知見を集約する活動を中心に行っている。

島根県は国の方針である「幼児教育・保育の無償化」⁽²¹⁾

に従い、2019年10月1日から、3歳児・4歳児・5歳児クラスの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無料にした。0歳児・1歳児・2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもも利用料無料の対象である。3歳児以上クラスは保育料完全無償化、3歳児未満クラスは条件付きの保育料無償化(第1子・第2子保育料軽減事業、第3子以降保育料軽減事業)である。3歳児未満クラスの保育料の軽減あるいは無償の条件は各市町村で異なっている。

市町村によっては条件付きで副食費の無料化を行うなど、保護者の経済的負担軽減に努めている。県が、保護者の実負担に対して、副食費などの軽減に取り組む市町村を支援するかたちで補助している。例えば、松江市では「年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降で一定の基準内にある子どもは、副食費(おかず・牛乳など)が免除となり、主食費(お米・パン)のみ徴収」⁽²²⁾とされている。出雲市では「年収360万円未満相当の世帯や、第3子以降の児童については給食費の負担が一部免除」⁽²³⁾とされている。安来市では副食費(おかず・おやつ等の材料費)について「年収360万円未満相当世帯の子どもと、同時入所による第3子以降の子どもについては徴収が免除」⁽²⁴⁾とされている。浜田市は、2021年度に「第3子保育所等給食費無償化」として、上限額(月額7,500円)の範囲内で「第3子以降の児童について保育所、認定こども園、幼稚園及び認可外保育施設(3歳以上児のみ)の給食費を無償」とする制度を始め、世帯年収の多少にかかわらず給食費無償化を実現している⁽²⁵⁾。隠岐の西ノ島町では、「3歳以上の子どもの副食費については保育料無償化で保護者負担となるところ、町で副食費も無償化」、特別利用保育(1号認定の)利用の子どもについても、副食費を無償化している⁽²⁶⁾。

また同じく、国の方針により、2019年10月1日から障害のある子どものための児童発達支援等の利用者負担が無償化されている。無料となるサービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設のサービスである。対象となる期間は「満3歳になって初めての4月1日から3年間」となっており、就学までの3年間である⁽²⁷⁾。

出生数の減少、人口減少、少子高齢化が進む島根県では、2006年、島根県少子化対策推進協議会で「少子化対策に係る提言」⁽²⁸⁾がまとめられた。提言の中には「子どもの権利条約」を地域から実践していく指針として『しまね子ども条例』づくりがある。また、子育てにおいて、(特に大学等への進学)にかかる経済的負担感が大きいことから、奨学金制度を目的とした『しまね子ども基金(こっころ基金)』の創設がある。提言を受けて、「しまね子育て応援パスポート『こっころ』」の事業が始まり、2016年からは全国共通展開されている。妊婦のいる家庭に対してもサービスを提供している⁽²⁹⁾(資料2)。

2012年8月にいわゆる「子ども・子育て関連3法」(「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)が制定され、2015年4月に施行された。一連の国の政策を背景に、島根県は2015年3月に「しまねっすくすくプラン(島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援事業支援計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画)」を策定し、少子化対策や子ども・子育て支援施策などを推進してきた。2019年度にそのプランが計画期間満了を迎えることから、

2020年4月からの「令和2年度～令和6年度しまねっ子すくすくプラン（しまね子育て）トータル支援プラン」⁽³⁰⁾を策定した。プラン実施の期間は2024年度までの5年間である。

このプランにおいては、「島根創世計画」⁽³¹⁾をはじめとする県の他の計画と整合性を図りながら、施策を推進している。「幼児期の教育・保育の充実」の施策における現状と課題として、「本県での幼児教育施設（幼稚園、保育所及び認定こども園等）の利用率をみると、全ての年齢階層において全国平均よりも高く、特に0歳児から2歳児においては、全国平均のおおよそ2倍と」、「子どもが通う幼児教育施設のうち、全国平均では幼稚園と保育所の割合がほぼ同じに対して、島根県では保育所に通う子どもの割合が80%と高く」なっていることが指摘されており、保育所における幼児教育も重要だとしている⁽³²⁾。このような実態を踏まえて、経済的負担への対応として、3歳児未満の保育料を軽減するために必要な経費の一部を補助としている。補助制度の担当課は県の子ども・子育て支援課で、実施主体は各市町村である。

具体的には、島根県の保育に係る負担軽減の事業においては、「第1子・第2子保育料軽減事業」として、国が定める保育料の基準額の3分の1を、世帯年収約261万円～約470万円を対象に、県がすべて負担している。また、「第3子以降保育料軽減事業」として、国が定める保育料の基準額の2分の3を世帯年収約331万円～約470万円を対象に、国が定める保育料の基準額の2分の1を世帯年収約

471万円を対象に、いずれも県が2分の1、市町村が2分の1の割合で負担している⁽³³⁾。

3. 義務教育段階の取組

公立の小・中・義務教育学校にあっては県の5つの教育事務所が所管している。各事務所の所管地域は、「松江教育事務所」が松江市と安来市、「出雲教育事務所」が出雲市、雲南市、仁多郡（奥出雲町、飯石郡（飯南町）、「浜田教育事務所」が浜田市、大田市、江津市、邑智郡（川本町、美郷町、邑南町）、「益田教育事務所」が益田市と鹿足郡（津和野町、吉賀町）、「隠岐教育事務所」が隠岐郡である⁽³⁴⁾。国立大学附属義務教育学校は国立大学法人が所管する。

学校教育法第19条では、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えられなければならない。」とされている。そして、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2014年1月17日に施行された。同年8月29日には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。文部科学省は、学校教育法の規定や「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく観点から、市町村における就学援助実施状況の調査を実施した。2017年3月に調査結果を各都道府県教育委員会に通知し、適切な就学支援の実施と、保護者への周知徹底を促している⁽³⁵⁾。

松江市教育委員会はこの通知を受けて、2017年5月に行われた松江市教育委員会会議において、「要保護者新入学生用品費支給額を従来の2倍に引き上げ、生活保護の入学準備金と同額」にし、「要保護者は生活保護を受けていないものの、同水準に相当する方であるため、今回から生活保護制度と同じ金額を支給していくこと」について検討した。そして、新入学生用品費、通学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、学校病として指定している伝染病の学校病治療費、体育実技用具費、ヘルメット購入費を対象とすることを確認した⁽³⁶⁾。

島根県内の一例であるが、中核市である県庁所在地の松江市では、「就学援助制度」として「経済的な理由により、給食費や学用品費など学校に必要な経費の支払が困難な保護者の方に、これらの経費の全部又は一部を援助」する制度がある。援助の対象は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む）に在学又は次年度に就学を予定している児童生徒の保護者で、「松江市教育委員会の定める基準により経済的な理由で就学することが困難と認められるとき」であり、援助の内容は、①入学準備金（入学前年度に認定を受けた就学予定者（次年度新1年生〔義務教育学校においては新7年生も含む。以下同じ〕のみ）、②新入学生用品費（4月1日付け認定を受けた新1年生のみ）、③学用品費通学用品費、④通学費、⑤校外活動費、⑥学校給食費、⑦修学旅行費、⑧学校病治療費、⑨体育実技用具費（中学校のみ）、⑩ヘルメット購入費（中学校のみ）であり、2021年度の援助費目および支給額等の詳細は表1の通りである⁽³⁷⁾。

また、「特別支援教育就学奨励制度」として、「特別支援教育の普及、奨励などを目的として、特別支援教育就学奨励費を支給」しており、「市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ）の特別支援学級に在籍又は通常学級に在籍する一定の障がいがある児童生徒の保護者（世帯

資料2 しまね子育て応援パスポート事業（2016年）

出典：出雲市HP <https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1455259080167/files/tirashi.pdf>

**表1 松江市就学援助制度 援助費目、支給額等の一覧
(2021年度支給計画)**

援助費目	対象	年間支給額	備考
入学準備金※1	小学校 就学予定者	51,060円	3月1日付け認定者のみ
	中学校 就学予定者	60,000円	新入学学用品費との重複支給なし
新入学学用品費 ※1	小学校 1年生	51,060円	4月1日付け認定者のみ
	中学校 1年生	60,000円	入学準備金との重複支給なし
学用品費 通学用品費	小学校 1年生	11,630円	月額：[区1]1,050円 [区2~3]1,260円
	小学校 2~6年生	13,900円	月額：[区1]2,060円 [区2~3]2,270円
	中学校 1年生	22,730円	上記月額×11ヵ月(8月除く)で換算 (年額との差引額は3月分に上乗せ)
	中学校 2~3年生	25,000円	
通学費※2	バス・電車利用者	実費 (定期券購入代)	片道通学距離 小学生：4km以上 中学生：6km以上
校外活動費	参加者	実費※3 (交通費、見学料)	遠足、宿泊研修等(泊有・泊無活動各1回分)
学校給食費	全員	現物支給	
修学旅行費	参加者	実費※3	参加者全員が一律に負担する、交通費・宿泊費・見学料・記念写真代等 [概算額：出発から約1ヶ月後] [精算額：学校での精算完了後] ◆在学中に1回のみのお支給
学校病治療費 ※4	治療完了者 (医療機関に直接申込み)	実費	虫歯、中耳炎、ちくろう、結膜炎など指定された疾病の治療費。受診前に教育委員会学校教育課に医療券の申請をすること
体育実技用具費	中学校・購入者	実費	体育の授業に必要な柔道又は剣道の用具一式(学校指定のもの)の購入費 ◆在学中に1回のみのお支給
ヘルメット 購入費※2	中学校・購入者	実費	自転車通学の生徒が通学に使用するヘルメット(学校指定のもの)の購入費 ◆在学中に1回のみのお支給

(義務教育学校において後期課程の第7学年、第8学年及び第9学年をそれぞれ中学校第1学年、第2学年及び第3学年と読み替えます。)

- ※1 入学準備金及び新入学学用品費は、他市区町村で受給した場合には支給しません。
- ※2 校区外、区域外、国私立学校在籍者は除きます。
- ※3 国私立学校在籍者及び区域外就学者は、市立学校令和元年度支給額の平均額を上限とする。
- ※4 松江市立学校在籍者のみ支給します。
- ※ 申請時期、認定区分、就学状況等により支給費目、支給額の制限があります。

出典：松江市教育委員会学校教育課「主な援助の内容(参考：令和3年度支給計画)」 https://www1.city.matsue.shimane.jp/kyouiku/gakkou/tetsuzukienjio/syuuugakuenjo.data/0_R3_enjonaiyou.pdf

を対象」としている。補助の内容は、①新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(4月1日付け認定を受けた1年生のみ)、②学用品・通学用品購入費、③通学費(公共交通機関利用者のみ)、④校外活動参加費、⑤学校給食費、⑥修学旅行費、⑦体育実技用具費(中学校のみ)⑧交流及び共同学習交通費、⑨職場実習交通費(中学校のみ)、⑩拡大教材費である⁽³⁸⁾。

就学援助制度における「⑧学校病治療費」および「⑩ヘルメット購入費(中学校のみ)」がないかわりに、「特別支援教育就学奨励制度」においては「⑧交流及び共同学習交通費」、「⑨職場実習交通費(中学校のみ)」、「⑩拡大教材費」が補助の項目に掲げられており、それぞれの児童生徒の学校生活に即した援助、補助内容となっている。

島根県の広報については、特色のある試みとして着目されるもの⁽³⁹⁾として、島根県教育庁人権同和教育課の「就学・修学・就職のための給付・貸付制度等のご案内」⁽⁴⁰⁾のサイトがある。このサイトでは「校種別利用できる制度」、「種別利用利用できる制度」として対象、目的にあわせて情報を閲覧できるようになっている。その他、「制度一覧・説明資料」として、冊子『令和3年度版 就学・修学・就職のための給付・貸付・減免制度等の概要』(全46頁)⁽⁴¹⁾、一覧表「令和3年度 学びを支える経済的な制度の主なもの」⁽⁴²⁾、「令和3年度 学びを支える経済的な制度の主なもの(小・中学校)」⁽⁴³⁾、「令和3年度 学びを支える経済的な制度の主なもの(中学校卒業後)」⁽⁴⁴⁾、「令和3年度 学びを支える経

済的な制度の主なもの(高等学校等卒業後)」⁽⁴⁵⁾を公開している。これらの資料は、毎年度更新されている。

さらに、「保護者向け説明プリント」の「令和2年度 高校等での学びを経済的に支える主な制度について」⁽⁴⁶⁾も公開されているが、その標記の特徴として、各制度の名称の漢字に平仮名が振ってあげられる。2020年に島根県は、県立高等学校における日本語指導が必要な生徒等の受け入れ推進の拡大を図っている⁽⁴⁷⁾が、外国籍等の生徒ならびにその保護者への配慮でも考えられる。

中核市である松江市の広報⁽⁴⁸⁾においては、市のホームページの他に、育児を応援する行政サービスガイド「子育てタウン」によるサイト『ママフレ』がある⁽⁴⁹⁾。2021年の松江市の『ママフレ』においては「おかね」に関して、「妊娠・出産に関するお金などのサポート」、「子育て中の方へのお金などのサポート」、「ひとり親の方へのお金などのサポート」、「未熟児・障がい・難病のお子さんへのお金などのサポート」の項目に分けられており、様々な月齢・年齢の子どもを対象とする支援、諸条件に応じた支援について情報を得ることができる。サイトは見やすい・調べやすいウェブデザインとなっており、島根県、松江市のホームページの情報ともリンクしている⁽⁵⁰⁾。

4. 高等学校段階の取組

島根県の県立高等学校は県教育庁学校企画課の所管で、学校企画課には独立して県立学校改革推進室が置かれ、パブリックコメントを集めている。私立高等学校は県総務部総務課私学・県立大学室の所管で、松江市立の高等学校は松江市教育委員会教育総務課が所管である。

2020年度の学校基本調査によると、2020年3月に県内の中学校を卒業した者は5,821人で、進学先および就職先の内訳は高等学校進学者5,765人(99.0%)、専修学校高等課程進学者4人(0.1%)、公共職業能力開発施設等進学者2人(0.03%)、就職者21人(0.4%)である⁽⁵¹⁾。

就学支援としては、国庫補助が絡むものとして、「高等学校等就学支援金制度(授業料の支援制度)」、2020年度に始まった「専攻科支援金制度」⁽⁵²⁾、高等学校等就学支援金制度・専攻科修学支援金制度の対象とならない生徒に対する「授業料等減免制度」、「私立中学校・高等学校の授業料減免制度」⁽⁵³⁾、「高等学校定時制・通信制課程 教科書等給与費」⁽⁵⁴⁾がある。また、島根県独自の、「島根県公立高等学校等奨学のための給付金」、「島根県高等学校定時制課程等修学奨励資金」、「県立水産高等学校専攻科の授業料減免」がある。さらに、島根県育英会の「島根県育英会高等学校等奨学資金」がある。福祉行政が絡むものには、「母子父子寡婦福祉金(修学資金・就学支度資金)」、「生活福祉資金」がある⁽⁵⁵⁾。

島根県内の公立高等学校等の授業料は、就学支援金が認定された場合は授業料支援として授業料相当額が支給される。授業料と支給金額は表2の通りである。

私立学校に関しては、私立高等学校、私立専修学校高等課程、国家資格者養成施設の指定を受けている私立専修学校一般課程・私立各種学校が授業料減免制度の対象である。国家資格者養成施設の指定を受けている学校には、理容師養成施設(高校入学資格者を入所資格とするものに限る)、准看護師養成所、美容師養成施設(高校入学資格者を入所資格とするものに限る)、調理師養成施設、製菓衛生師養成施設がある。

表2 島根県立高等学校課程別授業料と就学支援金支給額一覧

(2021年度)

課程	全日制	定時制 (学年制)	定時制 (単位制)	通信制
県立高等学校 授業料金額	月額 9,900円	月額 2,700円	1単位あたり 1,620円	1単位あたり 330円
就学支援金支給額	月額 9,900円	月額 2,700円	1単位あたり 1,620円	1単位あたり 330円
就学支援金の支給年限	36か月	48か月	48か月	48か月

出典：島根県学校企画課「課程別授業料と就学支援金支給額一覧」<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/syuuugakushienkin-kenritsu.html>

各市町村独自の高等学校等在学奨学金として、在学中および卒業後も松江市内に居住する意思をもつ生徒を対象に「松江市ふるさと奨学金」（無利子貸与、条件によって返還半額免除あり）⁽⁵⁶⁾がある。また、本人または保護者が美郷町に住所を有し、卒業後美郷町に定住する意思がある生徒を対象に「美郷町ふるさと定住奨学金」⁽⁵⁷⁾などがある。経済的支援はもとより地域に若者を還流させる目的を兼ねた奨学金が設けられている。

島根県の隠岐の島町では、「島外生徒学習環境支援補助事業」⁽⁵⁸⁾が行われている。「離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業」の一環として、町外生徒等の居住費または寮費に対する助成があり、町外から隠岐の島町内の県立高校へ入学し、祖父母宅から通学している生徒、または県立高校が有する寄宿舎へ入寮している生徒が対象である。島根県立津和野高等学校では、県外から入学または入学の決まった生徒の保護者が津和野高校で開催される行事に参加するため、津和野高校に来校する際の宿泊費の補助金交付制度を設けている⁽⁵⁹⁾。親元を離れて暮らす高校生の生活とその保護者を支援するという、地域活性化に繋がる特色のある制度である。

島根県教育委員会は2019年度から2020年度にかけて、「コンソーシアム構築支援事業」⁽⁶⁰⁾を実施し、2022年を目標に、「教職員、生徒・保護者、市町村、小・中学校、大学、社会教育機関、地元企業、地域住民、関係団体等の多様な主体が参画し、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制を、全ての高校において構築する」とし、高校魅力化・活性化事業が、離島・中山間地域だけでなく市部も含めた県内全ての高校に展開をみせている。経済的支援にとどまらず、生徒の個性や適性に応じた多様な学びを追求できる体制や教育環境を整えることにより、生徒たちにとって魅力のある高校づくりを推進している。

5. 高等教育段階の取組

島根県内の高等教育機関は、島根大学（国立）、島根県立大学（公立）、島根県立大学短期大学部（公立）、大阪健康福祉短期大学（私立）、松江工業高等専門学校（国立）の5校である。

公立大学法人島根県立大学の設立団体は島根県で、本部を浜田市に置いて大学および短期大学部を運営している。島根県立大学のキャンパスは浜田市、出雲市、松江市に、島根県立大学短期大学部のキャンパスは松江市にある⁽⁶¹⁾。

高等教育機関に関しては、県東部地域に集中しており、学部・学科や施設圏域に偏りがある。2000年に県西部の浜田市に島根県立大学が開学し、偏りに若干の緩和がみられる。全国レベルでは、2019年度学校基本調査をもとにした民間の統計⁽⁶²⁾では、島根県の大学進学率は45.96%で全国35位となっており、全国平均54.67%を下回り、大学進学

率1位の京都府の大学進学率65.87%と比べると19.91ポイントの開きがある。

学校基本調査によれば、2020年3月に県内の高等学校を卒業した者は5,949人で、内訳は大学等進学者2,683人（45.1%）、専門学校専門課程進学者1,287人（21.6%）、同一般課程進学者229人（3.8%）、公共職業能力開発施設等入学者100人（1.7%）、就職者1,454人（24.4%）である⁽⁶³⁾。総務省統計局「統計でみる都道府県のすがた2021/社会生活統計指標」によれば、高等学校卒業者の進学率は45.9%となっており、全国で36位である。出身高校所在地県の県内大学への入学者割合（対大学入学者数）は15.7%、全国で45位である。島根県内の人口10万人当たりの大学数は0.30校で全国46位、短期大学数は0.15校で全国41位となっている⁽⁶⁴⁾。これらの指標から、島根県は大学進学を機に県外に流出している若者が多い県だと考えられる。その理由の一つに県内に大学および短期大学数が少ないことがあげられ、大学あるいは短期大学に進学を目指す若者が、県外に進学せざるを得ない状況があると考えられる。

文部科学省は2020年4月に、大学、短大、高等専門学校、専門学校等を対象に学生が授業料等減免と給付型奨学金を受けられる「高等教育の修学支援新制度」を始めた。2021年時点で島根県の高等教育機関で修学支援新制度の対象となっている学校は、大学2校、短期大学2校、高等専門学校1校、専門学校12校である⁽⁶⁵⁾。

島根県は、修学支援として資金の貸与制度等を設けており、「島根県育英会奨学金」、「島根『ふるさと』看護奨学金」、「医学生のための奨学金」、「介護福祉士等修学資金」、「保育士修学資金」などがある⁽⁶⁶⁾。

医療分野に特化した奨学金制度として、島根県健康福祉部医療政策課所管の「医学生のための奨学金」制度がある。これは貸与の対象が島根大学医学部、鳥取大学医学部、全国の大学医学部の学生であり、島根県内で初期臨床研究を受ける・大学卒業後に一定の期間特定地域に勤務する等の条件のもと、返還が免除され、地域医療を担う人材確保を目的とした制度となっている⁽⁶⁷⁾。また、「島根『ふるさと』看護奨学金」は養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、直ちに県内の医療機関等（指定機関）において引き続き5年間看護職員の業務に従事した場合、返還が免除される奨学金であり、医療分野の人材確保・UIターンを目的としている⁽⁶⁸⁾。さらに、指定の病院・施設に勤務することを条件にした「益田赤十字病院奨学金（無利子貸与）」、「社会医療法人石州会看護技術職員奨学金貸与生」（貸与、条件により全額返還免除）などがある。

島根県内の市町村により設けられた奨学金制度として、松江市の「松江ふるさと奨学金」（無利子貸与、条件によって返還半額免除あり）の制度がある。これは高等学校の生徒だけでなく高等教育機関の学生も対象にしており、学校卒業後に松江市内に居住する意思をもち、市外の学校の場合は父母またはこれに代わる人が市内に居住していること、市内の学校の場合は出願者本人が市内に居住していること等を条件にしている。

また、島根県内の地域ゆかり人物により設けられた奨学金制度として、島根県出身の大学生対象の「maruko教育基金」（給付）⁽⁶⁹⁾、保護者が浜田市在住の学生対象の「浜田市奨学金」（貸与）および「浜田市山藤功奨学金」（給付）⁽⁷⁰⁾などがある。

県内の各大学・短期大学・専門学校の初年度必要経費の概算、そして修学支援新制度対象についての情報を整理し表3にまとめた。

表3 島根県内大学等・専門学校の初年度必要経費（概算）、修学支援新制度対象校について

(単位：円)

	教育機関名	概算合計	入学金	授業料	施設設備費	実習費	その他	備考 その他に含まれる費用、概算合計以外にかかる費用等	修学支援新制度
国立	島根大学	822,460～	282,000	535,800			4,660～	ノートパソコン必携（無償貸与制度有）学生教育研究災害傷害保険料	対象校
公立	島根県立大学（松江キャンパス）	822,460～ 924,460	188,000 ----- 282,000（県外）	535,800		27,000～ 35,000	71,660	災害傷害保険料・賠償責任保険料、後援会費、学友会費、同窓会費	対象校
	島根県立大学（浜田キャンパス）	807,510～ 901,510	188,000 ----- 282,000（県外）	535,800			83,710	学生教育研究災害障害保険料、学生教育研究賠償責任保険料、学友会費、学友会費、後援会費、同窓会費、TOEIC等受験料	対象校
	島根県立大学（出雲キャンパス）	886,120～ 980,170	112,800～188,000 ----- 169,200～282,000 （県外）	535,800			162,370～ 237,520	災害傷害保険料・賠償責任保険料、後援会費、学生自治会費、実習服・シューズ・教科書代、実習経費等	対象校
	島根県立大学短期大学部	577,230～ 647,630	112,800 ----- 169,200（県外）	390,000		15,000～ 29,000	59,430	災害傷害保険料・賠償責任保険料、後援会費、学友会費、同窓会費	対象校
私立	大阪健康福祉短期大学（松江キャンパス）	1,160,000	200,000	500,000	300,000	100,000	60,000	教科書代、（実習服、ノートパソコン必携；その他の費用に含まれない）	対象校
国立	島根職業能力開発短期大学校	650,600～ 689,600	169,200	390,000			91,400～ 130,400	職業訓練生総合保険、学生自治会費、教科書、実習用具、作業服等	
	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター附属看護学校	980,500	250,000	450,000	10,000		270,500	総合補償保険料、学生自治会費、テキスト・参考書代、ユニフォーム・靴・血圧計等購入費、健康診断費用	対象校
県立	松江高等看護学院	518,800		118,800			400,000	教科書代、模擬試験代ほか諸経費	
	石見高等看護学院	518,800		118,800			400,000	教科書、参考書、教材費、実習費、模擬試験、国家試験対策テスト、実習で着用するユニフォーム代金、教材・資料の印刷代金、保険料、国家試験受験費用（貸切バス、宿泊代を含む）など	対象校
私立	専門学校A（美容師）	1,222,400	150,000	692,400	130,000		250,000	教材費、教科書代	対象校
	専門学校B（IT、保育）	1,244,000～ 1,600,000	260,000	950,000～ 1,080,000			51,000～ 260,000	テキスト、実習用教材、実習用道具、学生災害保険料等	対象校
	専門学校C（IT、保育）	1,050,000	150,000	600,000	100,000	100,000～ 200,000		教材費等（教科書代、資格検定料、学生自治会費等）各学年ごと	対象校
	専門学校D（歯科衛生士、歯科技工士）	700,000～ 1,050,000	300,000～ 400,000	280,000～ 350,000		120,000～ 300,000		教科書、白衣、制服、実習機材等	対象校
	専門学校E（理学療法士、作業療法士）	1,300,000		600,000	350,000	250,000	100,000	教科書、実習服等、（学外臨床実習交通費・宿泊費等を毎月1万円38カ月間積み立てる）	対象校
	専門学校F（看護、理学療法士）	1,090,000～ 1,295,000	100,000	700,000～ 800,000	100,000	100,000～ 200,000	90,000～ 95,000	教育教材演習費、（教科書代、資格検定代、白衣、実習衣、シューズ代、トレーニングウェア代、学友会費、同窓会費、健康管理費、海外研修積立金等に370,000円～450,000円）	対象校
	専門学校G（看護、理学/作業療法士）	1,340,000～ 1,600,000	200,000	600,000～ 800,000	200,000	200,000	140,000～ 200,000	教科書、（臨地実習宿泊費、保険料、国家試験対策費用、研修費用など一部学生負担3年間で100,000～160,000円）	対象校
	専門学校H（デザイン）	1,279,000～ 1,289,000	150,000	700,000	120,000	30,000	279,000～ 289,000	研修費、学友会費、教育助成会費、安全管理費、教材費、パソコン、ソフトウェア	対象校

2020年度入学生。「その他」は概算・予定を含む。各教育機関のHP、募集要項より作成。

県内の高等学校教育機関では、修学支援新制度の他に、各学校で奨学金などの支援制度を設け、学生を経済的に支える取組を行っている。

島根大学は独自に、「キャンパス間連携プログラム奨学金」として所属する学部・研究科以外のキャンパスで研究等を実施する学生に対して、経済的負担の軽減のため、奨学金を支給する制度を設けている。また、寄付による基金「島根大学支援基金」を2006年に創設し、「夢チャレンジ奨学金」として学部1年生で経済的理由により修学が困難な学生に対して、入学後の経済的負担の軽減のため、奨学金を支給する制度を設けている。同基金では「県内定着支援金」、「学生ベンチャースタートアップ支援奨励金」、「グローバルチャレンジ奨学金」、「中長期インターンシップ支援金」の給付も行っており、修学の内容や目的に応じた支援制度を設けている。さらに、2020年度からは「次世代たたら奨学金」の支給を始め、特殊鋼産業を核とした地域産業の分野で活躍が期待される大学院生、学部学生への学業奨励や、オックスフォード大学への研修渡航等を支援することを目的としている⁽⁷¹⁾。2020年度、2021年度には、「新型コロナウイルス感染症に伴う特例授業料免除」として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により授業料の支払いが困難となっている学生を対象に、「島根大学支援基金」の寄付金による授業料免除の支援を行っている⁽⁷²⁾。

島根県立大学に関して、「公立大学法人島根県立大学平成31年度計画」においては経済的支援として、「2020年に国が実施する高等教育無償化の実施に向け、学内奨学金制度の見直しを検討する」⁽⁷³⁾としている。島根県立大学および島根県立大学短期大学部は独自に、「成績優秀者奨学金」、「海外研修等奨学金」、「海外留学奨学金」を設けている。また「経済支援奨学金（経過措置）」として、高等教育修学支援新制度（授業料等減免）に申請したが認定されなかった学生に対して、経過措置として授業料半額相当の奨学金を給付する制度を設けている。その他に、島根県立大学看護栄養学部では、島根県立看護短期大学初代副学長であった杉谷藤子による「大学院で看護を学ぶ学生への支援」のための寄附金をもとに創設された「杉谷藤子大学院教育奨学金」があり、入学年度に授業料相当の奨学金が一括給付されるという制度である⁽⁷⁴⁾。2019年度には2名程度の募集枠であった。2020年度には、新型コロナウイルスに関する経済支援として「授業料の負担軽減」、学生への生活費の貸与や浜田市による商品券の配布などといった「生活支援」を行っている⁽⁷⁵⁾。

大阪健康福祉短期大学では独自に、「福祉人材育成就学支援金制度」を設けており、入学前に制度参加事業所の中から就職先が内定し、卒業後、事業所が定める期間勤務することで、修学資金が全額償還免除される制度である。2020年度には県内5つの事業所が参加している⁽⁷⁶⁾。さらに、短期大学卒業後、島根県内の社会福祉施設等で5年間（一部3年間）保育士として業務に従事した場合、全額償還免除となる、島根県社会福祉協議会の「島根県保育士修学資金貸付制度」がある。その制度と同様に、短期大学卒業後、鳥取県内の保育士施設等で5年間（一部3年間）保育士として業務に従事した場合、全額償還免除される、鳥取県の「保育士修学資金貸付制度」（鳥取県子育て・人財局子育て王国課所管）の対象校になっている。これは隣県の鳥取県に就職を希望する学生を支援する制度である⁽⁷⁷⁾。

このように、文部科学省の高等教育の修学支援新制度のみならず、県や市町村の奨学金制度、大学や短期大学独自の奨学金制度、県をまたいだ公的奨学金制度があり学生の

経済的負担軽減に努めている。

島根県育英会では、県内の中山間地域・離島の企業等へ就職し、専門の国家資格等を目指す新卒者または既卒者を対象とし、奨学金の返還額の全部または一部を助成する「島根県奨学金返還助成制度」を設けている⁽⁷⁸⁾。この制度の対象地域は、島根県の場合、松江市と出雲市の一部を除く県内の地域ほとんど全てである⁽⁷⁹⁾。対象者は高等学校、専修学校高等課程、4年制大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、大学院、6年制大学の卒業生、修了生である。対象となる資格は、2級土木施工管理技士、2級建築施工管理技士、甲種危険物取扱者、管理栄養士など、実務経験を必要とする資格の他、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といった在学中に取得できる資格も対象となっている。募集定員は年間30人程度となっているが、対象者、対象資格の範囲が広く、多くの学生らに開かれた支援制度だといえる。

6. 通学費の助成・補助

過疎化、高齢化等が進む島根県では、公共交通路線の維持・保持に課題がみられ、不採算路線を多く抱えているといわれており、対策が進められている⁽⁸⁰⁾。松江市では2007年に「松江市公共交通体系整備計画」⁽⁸¹⁾が策定され、通学バスの路線やダイヤが需要に応じて検討されている。

松江市通学支援補助金のご案内

～定期券購入費が1か月あたり1万円を超える場合、超えた部分を全額補助します～



松江市では、子育て支援、公共交通の利用促進のため、本市にお住まいの児童・生徒の皆さんが通学する際の定期券購入費の一部を補助しています

■まずは対象かどうかチェック！

Q1	Q2	Q3	Q4	結果
松江市在住で、公共交通機関を利用し通学している	定期券購入費が月額1万円以上か	通学する学校の所在地が、市、郡、市、出雲のいずれかである	児童・生徒の年齢が18歳になる年度の未だでの申請である	補助対象です *具体的な補助額や制度要件詳細は裏面をご確認ください
YES	YES	YES	YES	補助対象です
NO	NO	NO	NO	補助対象外

■申請方法

下記をご用意のうえ、交通政策課（松江市役所別館2階）またはお近くの支所へお越しいただくか、申請書類を郵送にて交通政策課まで郵送してください。

■使い終わった定期券（JRを除く）

使い終わった定期券は、買い替えの際に販売窓口で回収されますが、市内のバス、一畑電車の販売窓口で、補助金の申請に使用する旨をお申し出いただく、ご本人に返却されます。

⚠ JR定期券は、使い終わった定期券の写しを購入窓口へ提出して、通学補助金で使用する旨をお申し出ください。写しに証明印を押印されますので、その証明があるものを申請時に添付してください。窓口や自動券売機で継続購入される前に必ず写し（コピー・スキャナ等）をお取りください。

■印鑑（認印）
■銀行口座のわかるもの

詳細は裏面をご確認ください

資料3 松江市通学支援補助金（2021年）

出典：松江市歴史まちづくり部 交通政策課HP <http://www1.city.matsue.shimane.jp/sumai/koutsu/tsugakuhojyoonooshirase/index.data/chirashi.pdf>

表4 島根県内各市町村の通学費助成、補助について

地域	対象	内容	備考
安来市	小学生	通学距離片道4km以上	安来市広域生活バス定期券購入額（1年につき11か月分）全額。バス利用不可年額9,000円以内。
	中学生	通学距離片道6km以上	安来市広域生活バス定期券購入額全額。バス利用不可年額12,000円以内。
松江市	小学生	①通学距離片道4km以上、②松江市学生通学支援補助制度、③通学フリー定期券	①徒歩・自転車通学：小学生720円/月、中学生720円～1,500円/月。公共交通機関利用：通学定期の80%の額。
	中学生	①通学距離片道5km以上、②松江市学生通学支援補助制度、③通学フリー定期券	②公共交通機関の定期券購入費補助。松江市、米子市、境港市、安来市、雲南市、出雲市に通学。
	高校生	②松江市学生通学支援補助制度、③通学フリー定期券	③「のりほSP」市営バス1ヶ月定期。小人（小学生以下）2,500円、大人（中学生以上）5,000円
	高等教育機関	③通学フリー定期券	（中学生以上とは中学・高校・専門学校・短大・高専・大学生）
出雲市 佐田町	保育所児童へ一般 （幼児～大人）	有償スクールバス割引	乗車1回につき大人200円、小人100円（回数乗車券あり）。通学通勤1か月単位定期券：保育所児童500円、小学生1,000円、中学生2,000円、高校生3,000円、一般5,000円。
奥出雲町	横田高等学校	JR通学費の3分の1補助	
飯南町	飯南高等学校	スクールバス無料、公共交通費助成	飯南高校スクールバス乗車券、飯南町生活路線バス定期券、民間路線バス定期券購入額相当。
大田市	小学生	通学距離片道4km以上	自転車通学：500円/月（8月を除く）。公共交通機関時利用児童生徒：1か月あたり1世帯1
	中学生	通学距離片道5km以上	人につき10,000円、1人増すごとに5,000円加算。
川本町	小学生	通学距離片道2km以上、定期乗車券助成	石見交通バス定期乗車券：4月と9月に現物支給。
	中学生	通学距離片道6km以上、定期乗車券助成	交通費：毎学期末に支給。徒歩通学の児童生徒も対象に支給。
	島根中央高等学校	スクールバス無料、公共交通費助成（上限5千円）	
邑南町	矢上高等学校	公共交通全額補助	
浜田市	高校生	通学定期券購入費補助	20歳に達する年度末まで。
益田市	小学生	通学距離片道4km以上	5,000円～8,000円/月。
	中学生	通学距離片道6km以上	6,700円～10,000円/月。
吉賀町	吉賀高等学校	通学定期券・回数券購入費補助	公共交通機関（路線バス）利用。
津和野町	津和野高等学校	通学定期券購入補助（JR）	JR津和野駅までの往復の定期券の購入に要する代金の2割を上限として補助。
隠岐島町	隠岐島前高等学校	高速船乗船料無料	西ノ島町内の生徒が高速船を利用した際に、その料金を徴しない。隠岐汽船(株)に助成。

2021年の各市町村、各教育機関のHPより作成。

そして、松江市では、小中学校の児童生徒を対象とした「遠距離通学費補助金交付」の制度がある。また、高等学校の生徒の通学費用助成制度として「松江市ひとり親家庭等高校通学費助成」⁽⁸²⁾がある。その他に、18歳になる年度の末までを対象としている定期券購入費の一部を補助する「松江市学生通学支援補助金制度」⁽⁸³⁾があり、地元の公共交通の利用促進も兼ねている。これは、松江市交通政策課バス交通係および松江市各支所地域振興課が申請窓口となっている。対象学校は「通学する学校の所在地が、中海・宍道湖・大山圏域5市（松江市・米子市・境港市・出雲市・安来市）または雲南市のいずれかであること」とされており、鳥取県西部地域も含まれている。定期券購入費が1か月あたり1万円を超える場合、超えた部分が全額補助されるという制度である（資料3）。また、「のりほSP」という愛称の「通学フリー定期券（のりほスクールバス）」という1か月定期券がある⁽⁸⁴⁾。この定期券で、観光周遊バス・レイクライン（1995年運行開始）を除く松江市交通局の全路線のバスに乗車できる。定期券は、小学生が2,500円、中学生から高等教育機関の学生までが5,000円で購入できる。

このような路線の維持・保持の対策とともに、子どもの教育に係る保護者の経済的負担の軽減・均衡を図ることを目的に、各市町村で通学費の助成制度および補助制度が設けられている。

松江市以外の島根県内の市町村における特色のある取組について、表4にまとめた。例えば、出雲市佐田町⁽⁸⁵⁾では、スクールバスを運行しているが、保育所児童から通勤の一般の大人まで割引運賃で利用できる。また、川本町⁽⁸⁶⁾

では「児童・生徒に対する必要な助成を行うことによって経済的負担の均衡を図ることを目的」とし、公共交通機関を使い通学する児童生徒の保護者への助成のほか、一定の条件の徒歩通学の者を対象とした交通費の助成を行っている。その条件とは「自宅からバス停までの距離が小学生2km、中学生6km以上あり、徒歩で通学している者」である。徒歩通学の者のうち場合によっては自家用車で送迎されるということも想定され、自動車の燃料費などを助成するという意味合いであろう。さらに、通学範囲の広い高等学校に特化した助成、補助も行われており、一般的な学割に比べて手厚い内容となっている。公共交通費相当助成（全額補助）を行う学校もあり、特に交通機関の限られている地域の高等学校ではスクールバスが無料で運行されている。隠岐島町の隠岐島前高等学校では隣の島の西ノ島町から通学する生徒が高速船を無料で利用できるよう、隠岐の島町にある海運会社に助成を行っている⁽⁸⁷⁾。

中山間地域が広い島根県は、小学校の分校や高等学校の寮が多いといわれている⁽⁸⁸⁾。少子化の影響で統廃合され閉校する分校があるものの、時代と共に交通網の整備が進み、公共交通機関の利用や自家用車の活用で自宅から通うことが可能になっている。同様の理由で、従来は寮生活をせざるを得なかった地域の高校生の中には自宅から通えるようになった生徒がいることはいままでもない。交通費の助成や補助により、保護者の経済的負担を軽減し、児童生徒も自宅から安心して通学でき、教育を受ける機会の保障および地域間の経済的格差の解消に貢献しているといえる。

おわりに

島根県の保育・教育費負担の現状とその支援策についてみてきた。隣接する鳥取県と同様に、どの年齢階層においても、地方における支援策の背景には地域存続をかけた人口減少対策、少子高齢化対策が根底にあることが読み取れる。

就学前段階では、国は、2014年から毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施してきており、島根県内の各市町村でも2019年以前に保育料減免制度を導入してきたが、2019年の「幼児教育・保育の無償化」により家庭の経済的負担がさらに大幅に軽減されることになった。2017年の政府の「子育て安心プラン」による待機児童解消にかかわり、島根県は2020年4月1日時点の待機児童数は0人となっており、松江市の2021年2月1日時点の待機児童は2歳児～5歳児が0人、0歳児～1歳児が29人となっている⁽⁸⁹⁾。2019年2月の待機児童数72人と比べると半数以下になっており、待機児童数削減の取組の成果があらわれているといえ、女性の子育てと就労の両立の援助、促進となっていると考えられる。

このような子ども・子育て支援の充実・強化とともに効果的・効率的な支援の在り方が求められており、保育制度における公定価格の適正化に向けた検討がなされ、政府では所得制限を超える者に対する児童手当の「特例給付」廃止を含めた見直しが行われている。また、保育所の土曜日開所を一例に、「利用実態・運営実態を反映した、よりきめ細やかな調整の仕組みを導入することが必要である」として、公平性の観点から、公定価格の見直しが検討されている⁽⁹⁰⁾。そして、そのような経済的支援の導入と行政対応のあり方の変化が、地域の教育・保育現場の様々な問題の解決や職員の待遇改善の契機になり得るとして期待できよう。

島根県は、「地域の実情に応じて結婚・出産・子育てをトータルで支援する市町村の取組を支援」するとして、若い世代への支援により少子化対策を推進している⁽⁹¹⁾。島根県は、人口減少・少子高齢化対策の理念の一つに「県民の人生を切れ目なく捉える」ことを掲げている。それは、例えば「出産」、「子育て」といった個々の支援施策を完全に独立したかたちの個別の事業とするのではなく、「結婚・妊娠・出産・子育て」というように一連の一つのまとまりのある大きな事業と位置づけていると捉えられる。

島根県は県内の各市町村とともに工夫を凝らしながら教育支援を行ってきたが、保育料に関しては長年「減免・一部無償化」にとどまっていた。2019年に始まった国の「幼児教育・保育の無償化」の施策により、県内で「全面無償化」が一斉に実施されたことをみると、地方に対して国が果たす役割は大きいと考えられることはいうまでもない。島根県は、総務省の「全都道府県の主要財政指標（令和元年度決算）」における財政力指数が0.26203（全国平均0.52183）で全国最下位であり⁽⁹²⁾、地方財政の健全化の先導役としての役割を担う国に最も期待を寄せる地方自治体だといえよう。

高等学校段階では、島根県の離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業のように、教育の質の向上とともに人口減少対策、地域への経済効果をもたらした取組もある。地方における無償教育の導入により、それまで住民の経済的負担の解消に追われていた行政の対応が軽減されることにより、行政の側からも地域社会の教育そのものの充実を図ることに傾注できるようになることが想定され、教育の

質の向上につながる可能性があると考えられる。開始当時はIターンの若者の呼び込みを目指すことが主流であった高校魅力化・活性化事業は、将来のUターンを増やすことも目指すコンソーシアム構築支援事業へと展開し、「地域協働スクール」の実現に取り組んでいる。さらに、高大連携の推進として「高校のカリキュラム開発や課題解決型学習の充実などを大学等と協働して行い、高校から大学等への学びの連続性や継続性を確保するための取組」を進めている。

島根県の離島・中山間地域振興の取組は長年にわたり進められており、1998年4月に、中国地方知事会中山間地域振興部会の共同研究機関である「島根県中山間地域研究センター」が発足した⁽⁹³⁾。島根県中山間地域研究センターでは2019年4月から2020年3月にかけて島根県ならびに鳥取県を対象とする山陰両県共同研究が行われた。その研究成果報告書⁽⁹⁴⁾においては、若者世代が住み続けるために今後必要な視点が、「第1フェーズ：移住支援」、「第2フェーズ：定住支援」、「第3フェーズ：次世代環流（現在の子どもたちが中山間地域に入ってくる・戻ってくる流れ）」の3つの段階で整理されて述べられている。「定住支援」に関しては、子育てで世帯への支援（保育費補助や通学支援等）のみならず、「部活動、習い事や塾などの学校の授業以外のところで子どもが育つ環境を充実させるという視点も必要」とし、「公設塾の設置」、「自身のキャリアパスや将来の地域との関わり方を考えられる機会をつくる」といった具体策が示されている。「次世代環流」に関しては、自治体においては、「ふるさと教育をより一層充実させることが重要」で、「若者世代が居住地を選ぶ理由や移住後の満足度を高めることへの効果が期待」できるとしている。このように、島根県の中山間地域に特化した地域研究においては、人口減少対策に必要な中長期的な取組の一つに教育分野との連携・協力があげられており、子育て・教育に対する経済的支援の先には、人口減少問題の解消につながる若者の定住に期待が寄せられるような、地域の特性を活かした教育の創出が模索されている。

高等教育においては修学支援新制度により、低所得世帯の若者に対する給付型奨学金や授業料免除の拡充が行われたが、「学生が教育の成果を身に付けられないような大学や専門学校を国民の税負担によって温存することのないよう、教育の質が不十分な大学や専門学校を給付型奨学金や授業料減免の対象から除外することを徹底すること」と述べられ、教育の質の向上が求められている⁽⁹⁵⁾。

漸進的教育無償化は各家庭の教育費の経済的負担軽減をもたらすだけでなく、教育の質向上に寄与し、地方においても地域のニーズに応じた教育の機会均等を保障し、子どもや若者のそれぞれの年齢に応じた発達保障につながると考えられる。幼児教育・保育の無償化、高等教育の修学支援新制度により教育にもたらされる効果や課題について、各都道府県や各自治体、圏域毎に検証することは、地域の実情に則した教育無償化のあり方をさらに検討する材料になると考えられる。

そして、島根県の離島・中山間地域の人口減少対策で顕著なように、定住につながる「住みやすさ」とは「子どもの育てやすさ」、「豊かな教育」を包含しているといえよう。地域によっては、地域存続をかけた人口減少を巡る諸問題を解決する糸口が「教育」にあると見出されているようである。その教育という点において、漸進的教育無償化により、経済的に地域の教育が支えられ、「豊かな教育」のもと、存続を維持できる地域があらわれてくるのではないだろう

うか。

【謝辞】本研究は科研費(基盤研究(C)19K02864(渡部昭男)「高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日建比較研究」)の一環において寄稿依頼を受けたものである。

注・文献

(1) 外務省「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)第13条2(b)及び(c)の規定に係る留保の撤回(国連への通告)について」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/uuokoku_120911.html、(2021年1月2日閲覧)。なお、第13条2の条文の関係箇所は以下の通りである。「第13条2(b)種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。 (c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。」 出典：同上 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/uuokoku_120911.html、(2021年1月2日閲覧)。

(2) 渡部容子・國本真吾(2018)「保育・教育費負担の現状と地方自治体による支援策―漸進的教育無償化の視点から鳥取県を事例として―」『近畿大学生物理工学部紀要』第42号、33-43。

(3) 島根県政策企画局統計調査課「島根県推計人口月報(令和3年1月1日現在)」<https://pref.shimane-toukei.jp/upload/user/00022024-mDlfZm.pdf>、(2021年1月16日閲覧)。2020年の国勢調査によれば、島根県の人口は671,602人である。参照：総務省統計局「令和2年国勢調査 人口速報集計」。

(4) 国土交通省「島根県平成23年10月1日現在」<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/kuwa/saibun/shimane.pdf>、(2021年1月16日閲覧)。

(5) 文部科学省「令和2年度学校基本調査 幼稚園都道府県別学校数」。

(6) 文部科学省「令和2年度学校基本調査 幼保連携型認定こども園都道府県別学校数」。

(7) 文部科学省「令和2年度学校基本調査 小学校都道府県別学校数」。

(8) 文部科学省「令和2年度学校基本調査 中学校都道府県別学校数」。

(9) 文部科学省「令和2年度学校基本調査 義務教育学校都道府県別学校数」。

(10) 文部科学省「令和2年度学校基本調査 高等学校都道府県別学校数」。

(11) 文部科学省「令和2年度学校基本調査 特別支援学校都道府県別学校数」。

(12) 文部科学省「令和2年度学校基本調査 専修学校都道府県別学校数」。

(13) 文部科学省「令和2年度学校基本調査 大学・大学院都道府県別学校数及び学生数」。

(14) 文部科学省「令和2年度学校基本調査 短期大学都道府県別学校数及び学生数」。なお、島根県内の私立短期大学は、短期大学本部の所在地は大阪府であるが、松江市にキャンパスがあるため島根県の学校機関数に含めた。

(15) 文部科学省「令和2年度学校基本調査 高等専門学校都道府県別学校数及び学生数」。

(16) 文部科学省「令和2年度学校基本調査 幼稚園都道

府県別学校数」のほか、島根県子ども・子育て支援課「島根県内認可保育所一覧(保育所型認定こども園を含む)令和2年4月1日現在」および、島根県教育委員会「学校住所録(幼稚園)令和2年4月現在」の資料を参照した。

(17) 文部科学省「令和2年度学校基本調査 幼稚園都道府県別学校数」より、国公立幼稚園の数が幼稚園全体の数に占める割合で8割を超えている都道府県は、岡山県と島根県の他に、滋賀県84.0%、沖縄県83.2%の2か所である。島根県「教育・保育情報の公表(公立幼稚園)」https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/carrier/joho/kyoiku_hoiku_joho_kouritsu_yochien.html、(2021年1月16日閲覧)によれば、2016年1月時点の情報において、県内の公立幼稚園の数は、県東部で70園(松江市29園、出雲市27園、雲南市10園、安来市4園)、県西部で7園(浜田市4園、大田市2園、江津市1園)となっており、県東部に公立幼稚園の9割が集中している。さらに、文部科学省「令和2年度学校基本調査 幼稚園 都道府県別 在園者数及び入園者数(3~5歳・認定区分別)」によれば、島根県内の公立幼稚園76園に対し、3~5歳の在園者数及び入園者数は2,515人となっており、平均して1園あたり33.0人の児童が在籍していることになる。公立幼稚園は園児の数が比較的少なくても運営しているといえ、地域に根差した幼稚園運営が可能になっているとも捉えられる。ただし、幼稚園数の多さが、在園者数・入園者数の多さを必ずしも反映しているとはいえないことに留意したい。島根県では幼稚園の利用者に比べて保育所の利用者が増加傾向にあることから、公立幼稚園を公立の幼保連携型認定こども園に移行する措置もとられている。

(18) 島根県総務部総務課「県内の私立学校」<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/shiritu/shiritu/>、(2021年7月10日閲覧)。私立幼稚園は2020年度から健康福祉部子ども・子育て支援課へ移管した。

(19) 島根県「保育施設について」<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/kosodate/hoikusho/hoikusho.html>、(2021年7月10日閲覧)。

(20) 島根県幼児教育センター(島根県健康福祉部・島根県教育委員会)(2020年)「島根県幼児教育振興プログラム」、https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/kosodate/hoikusho/youji_kyoiku_kodomo.data/1_youjikyousinkoukouguramu.pdf、(2021年1月18日閲覧)。

(21) 内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼児教育・保育の無償化について」https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2019/08/15/1419586-5.pdf、(2021年1月20日閲覧)。

(22) 松江市「幼児教育・保育の無償化について」<http://www1.city.matsue.shimane.jp/kyoiku/hoiku/youhomusyoutka/youhomusyoutka.html>、(2021年7月7日閲覧)。幼稚園、保育所、認定こども園の保護者向けチラシ参照。

(23) 出雲市「保育所保育料について」<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1414378604106/index.html>、(2021年7月7日閲覧)。

(24) 安来市「幼稚園・認定こども園(幼稚園籍)を利用する子どもたち」https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/hoiku/youjikyoyouiku_musyoutka.data/youchien_musyoutka.pdf、(2021年7月7日閲覧)。

(25) 浜田市「令和3年度子育て支援ガイド」<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1399538804356/simple/kosodateR3.pdf>、(2021年7月7日閲覧)。浜田市「幼稚園・認定こども園(教育)令和3年度保育料等一覧表」<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1389003899774/si>

mple/kizyungaku1gou.pdf、(2021年7月7日閲覧)。浜田市「保育所・認定こども園(保育認定)【3歳以上児】令和3年度保育料等一覧表」<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1389003899774/simple/kijunnngaku2gou.pdf>、

(2021年7月7日閲覧)。

(26) 西ノ島町役場健康福祉課「令和3年度保育園入園申込のご案内」<http://www.town.nishinoshima.shimane.jp/files/original/20201224180051361.pdf>、(2021年7月7日閲覧)。

(27) 内閣府「幼児教育・保育の無償化について 4. 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たち」<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyoyouka/about/index.html>、(2021年1月20日閲覧)。

(28) 島根県少子化対策推進協議会(2006)「少子化対策に係る提言」<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/syoushika/taisaku/syotaiikyoteigen.data/zentai.pdf>、(2021年1月21日閲覧)。

(29) 島根県「COCCOLO(こっころ)とは」<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/kosodate/coccolo/>、

(2021年1月21日閲覧)。「coccolo(コッコロ)」とはイタリア語で「かわいい子ども」の意味で、事業の名称の由来である。

(30) 島根県「しまねっすくすくプラン」<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/kosodate/seido/sukusuku-plan.html>、(2021年1月21日閲覧)。「しまねっすくすくプラン」は、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく計画、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づく計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づく計画を一体のものとして作成された。

(31) 島根県「島根創生計画」<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/>、(2021年1月21日閲覧)。「島根創生計画」は、島根県の施策運営の総合的・基本的な指針として、県の最上位の行政計画である。

(32) 島根県健康福祉部子ども・子育て支援課(2020)「令和2年度～令和6年度しまねっすくすくプラン(しまね子育てトータル支援プラン)」p.27、https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/kosodate/seido/sukusuku-plan.data/plan_full.pdf、(2021年1月21日閲覧)。

(33) 島根県「保育に係る負担の軽減」https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/kosodate/hoikusho/kosodate_hutankeigen.html、(2021年7月7日閲覧)。

(34) 島根県「教育事務所の所管地域」https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/kikan/hamada_kyoiku/jimusyo_jouhou/syokan_chiiki.html、(2021年7月7日閲覧)。

(35) 文部科学省初等中等教育局(2017年)『平成26年度就学援助実施状況等調』等の結果について(通知)において、「各市町村教育委員会に対して適切な就学援助が実施されるよう、保護者に対して、入学時や毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付することをはじめ、全ての児童生徒の保護者に制度の案内が行き届くよう、できるだけ多くの広報手段等を通じて、就学援助の趣旨及び申請手続について周知徹底を図るとともに、必要に応じて福祉事務所の長や民生委員、自立相談支援機関の相談支援員等との連携、スクールソーシャルワーカーの活用などによる周知方法の充実について、各市町村教育委員会に対して、御指導願います。」と述べられている。

(36) 松江市教育委員会教育総務課「平成29年度第4回松江市教育委員会会議録」<http://www1.city.matsue.shimane.jp/kyoiku/kyoikuinkai/h29kaiginaiyouno.data/290529.pdf>、

(2021年1月21日閲覧)。

(37) 松江市教育委員会学校教育課「就学援助制度」<http://www1.city.matsue.shimane.jp/kyoiku/gakkou/tetsuzukienjo/syugakuenjo.html>、(2021年7月7日閲覧)。

(38) 松江市教育委員会学校教育課「特別支援教育就学奨励費制度」<http://www1.city.matsue.shimane.jp/kyoiku/gakkou/tetsuzukienjo/tokusisyorei.html>、(2021年1月21日閲覧)。

(39) 渡部昭男・渡部(君和田)容子(2020)「教育費支援情報に関する都道府県の広報のあり方：漸進的無償化に係る自治体総合施策の研究(1)」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第13巻第2号、129-148。渡部ならびに渡部(君和田)は、「漸進的無償化に係る自治体総合施策の研究」として、「教育費支援情報に関する広報のあり方」について、全国的な調査を行い、これまでに第一報として47都道府県(2020)、第二報として20政令指定都市(2020)、第三報として60中核市(2021)について論文にまとめている。渡部・渡部(君和田)(2020)は、島根県の取組による冊子を「全体像が分かる」、一覧表を「見やすい」と評価している。

(40) 島根県教育委員会人権同和教育課「就学・修学・就職のための給付・貸付制度等のご案内」<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/dokyo/shikin/>、(2021年7月8日閲覧)。

(41) 島根県教育委員会人権同和教育課「令和3年度版就学・修学・就職のための給付・貸付・減免制度等の概要」https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/dokyo/shikin/index.data/seido_gaiyou_sassi_2021.pdf、(2021年7月8日閲覧)。

(42) 島根県教育委員会人権同和教育課「令和3年度学びを支える経済的な制度の主なもの」https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/dokyo/shikin/index.data/R3_seido_ichiran.pdf、(2021年7月8日閲覧)。

(43) 島根県教育委員会人権同和教育課「令和3年度学びを支える経済的な制度の主なもの(小・中学校)」https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/dokyo/shikin/index.data/R3_seido_ichiran_syocyuugakkou.pdf、(2021年7月8日閲覧)。

(44) 島根県教育委員会人権同和教育課「令和3年度学びを支える経済的な制度の主なもの(中学校卒業後)」https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/dokyo/shikin/index.data/R3_seido_ichiran_cyuusotsugo.pdf、(2021年7月8日閲覧)。

(45) 島根県教育委員会人権同和教育課「令和3年度学びを支える経済的な制度の主なもの(高等学校卒業後)」https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/dokyo/shikin/index.data/R3_seido_ichiran_kousotsugo.pdf、(2021年7月8日閲覧)。

(46) 島根県教育委員会人権同和教育課「令和2年度高校等での学びを経済的に支える主な制度について」https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/dokyo/shikin/index.data/R2_hogosyamuke.pdf、(2021年7月8日閲覧)。

(47) 島根県教育庁教育指導課(2020)「県立学校における日本語指導が必要な生徒等の受入れについて」<https://www3.pref.shimane.jp/houdou/attachments/133212>、(2021年7月8日閲覧)。

(48) 渡部(君和田)容子・渡部昭男(2021)「教育費支援情報に関する中核市の広報のあり方—漸進的無償化に係る自治体総合施策の研究(3)—」『近畿大学生物理工学部紀要』第45号、11-27。

(49) 育児を応援する行政サービスガイド「子育てタウン『ママフレ』」<https://matsue-city.mamafre.jp/>、(2021年7月10日閲覧)。株式会社アスコエパートナーズ管理・運営の

サイトで、「ママフレ」、「子育てナビ」等の自治体情報発信プラットフォームを提供している。<https://www.asukoe.co.jp/um-platform/>、(2021年7月10日閲覧)。

(50) 渡部(君和田)容子・渡部昭男(2020)「教育費支援情報に関する政令指定都市の広報のあり方—漸進的無償化に係る自治体総合施策の研究(2)—」『近畿大学生物理工学部紀要』第44号、9-25。渡部(君和田)・渡部(2020)は、政令指定都市においても育児を応援する行政サービスガイド「子育てタウン」を導入しているところは少なくないとしているが、妊娠・出産から入学時(小学校)あたりの情報が主であり、中学校・高校・大学までを一括網羅したのではないと指摘している。

(51) 文部科学省「令和2年度学校基本調査 中学校卒業後の状況調査」。

(52) 島根県教育庁学校企画課「県立高等学校等就学支援金制度・授業料減免制度」<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/syugakushienkin-kenritsu.html>、(2021年1月24日閲覧)。

(53) 島根県総務部総務課「私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科『奨学のための給付金』について」https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/shiritu/shiritu/shiritsu_shogaku_kyufukin.html、(2021年1月24日閲覧)、同「私立中学校・高等学校の授業料減免制度」<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/shiritu/shiritu/shigakugenmen.html>、(2021年1月24日閲覧)。

(54) 島根県教育委員会人権同和教育課「島根県高等学校定時制課程等修学奨励資金」<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/dokyo/shikin/syugaku-2/shikin-14.html>、(2021年1月27日閲覧)、同「高等学校定時制・通信制課程教科書等給与費」https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/dokyo/shikin/syugaku-2/shikin_20.html、(2021年1月27日閲覧)。

(55) 島根県教育委員会人権同和教育課「令和2年度版就学・修学・就職のための給付・貸付・減免制度等の概要」https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/dokyo/shikin/index.data/seido_gaiyou_sassi_2020.pdf、(2021年1月30日閲覧)。

(56) 松江市教育委員会教育総務課「松江市ふるさと奨学金(貸与)」<http://www1.city.matsue.shimane.jp/kyoiku/shougakukin/>、(2021年2月20日閲覧)。

(57) 美郷町教育委員会「令和3年度美郷町ふるさと定住奨学金奨学生募集について」<https://gov.town.shimane-misato.lg.jp/kurasi/kyoiku/34/1003>、(2021年2月20日閲覧)。

(58) 隠岐の島町教育委員会「島外生徒学習環境支援補助事業について」<https://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/contents/1465888996604/index.html>、(2021年2月24日閲覧)。小林庸平・喜多下悠貴(2019)「島根県の高校魅力化の社会・経済効果の分析：合成コントロール法を用いた地域政策の定量分析」三菱UFJリサーチ&コンサルティング政策研究レポート https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/11/seiken_191122_2.pdf、(2021年2月24日閲覧)によれば、2008～2017年の高校魅力化・活性化事業において、年間3,000～4,000万円程度の財政効果が、隠岐の島の3町村にもたらされたとされる。

(59) 島根県立津和野高等学校「補助金交付要綱」http://tsuwano.ed.jp/wp/wp-content/themes/tsuko_v4/pdf/subsidy_program.pdf、(2021年2月25日閲覧)。

(60) 島根県教育委員会(2020)「高校魅力化コンソーシアム構築に向けた問い集—高校魅力化コンソーシアム構築支援事業—」<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/kou>

[koumiryoku/consortium.data/toisyu.pdf](https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/koukoumiryoku/consortium.data/toisyu.pdf)、(2021年2月25日閲覧)。

(61) 島根県立大学「公立大学法人島根県立大学組織図」<https://www.u-shimane.ac.jp/foundation/about/construction/>、(2021年1月18日閲覧)。

(62) 島根県総務部総務課私学・県立大学室「公立大学法人島根県立大学平成31年度計画」p.6、<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/daigaku/kyoiku/index.data/nenndo-keikaku.pdf?site=sp>、(2021年1月18日閲覧)。

(63) 幻冬舎 GOLD ONLINE「都道府県別『大学進学率』ランキング」<https://gentosha-go.com/articles/-/31322> (2021年1月16日閲覧)。

(64) 島根県政策企画局統計調査課(2021)「令和2年度学校基本統計学校基本調査結果報告書(島根県分)」p.25、<http://pref.shimane-toukei.jp/upload/user/00021492-59yoZc.pdf>、(2021年2月28日閲覧)。

(65) 総務省統計局「社会・人口統計体系 統計でみる都道府県のすがた 2021 社会生活統計指標 教育」。

(66) 文部科学省高等教育局学生・留学生課高等教育修学支援室「支援の対象となる大学・短大・高専・専門学校一覧」https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm、(2021年7月7日閲覧)、https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm?、(2021年7月7日閲覧)。

(67) 島根県教育委員会人権同和教育課「令和2年度版就学・修学・就職のための給付・貸付・減免制度等の概要」https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/dokyo/shikin/index.data/seido_gaiyou_sassi_2020.pdf、(2021年1月30日閲覧)。

(68) 島根県健康福祉部医療政策課「医学生地域医療奨学金」<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/ishikakuhotaisaku/igakuseichiikiiryouyougakukin.html>、(2021年3月3日閲覧)。

(69) 同上「島根『ふるさと』看護奨学金(UIターン枠)」<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/dokyo/shikin/syugaku-2/shikin-13.html>、(2021年3月3日閲覧)。

(70) 「maruko 教育基金」は、安来市広瀬町布部出身の小原丸子氏からの寄付を原資に創設された給付型の奨学金制度。毎年2～3人程度を選考し、令和3年度から10年程度継続する予定。<https://www.shimane-ikuei.or.jp/news/287>、(2021年3月3日閲覧)。

(71) 「浜田市山藤功奨学金制度」は、浜田市出身の故山藤功氏の遺志を受け継いだ山藤法子氏からの寄附金を原資としている。<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1500887597755/index.html>、(2021年3月3日閲覧)。

(72) 島根大学「奨学金・高等教育の修学支援新制度(給付奨学金)」https://www.shimane-u.ac.jp/procedure/tuition_waiver/scholarship/、(2021年3月3日閲覧)。

(73) 島根大学「新型コロナウイルス感染症に伴う特例授業料免除(前期)の実施について」https://www.shimane-u.ac.jp/procedure/tuition_waiver/news/news_8862.html、(2021年7月17日閲覧)。

(74) 島根県立大学「奨学金制度」<http://hamada.u-shimane.ac.jp/campus/healthcenter/shougakukin/>、(2021年3月3日閲覧)、島根県立大学・短期大学部「奨学金制度」<http://matsuec.u-shimane.ac.jp/admission/guide/scholarship/>、(2021年3月3日閲覧)、島根県立大学「奨学金・融資制度」<http://izumo.u-shimane.ac.jp/department/graduate/tuition/>、(2021年3月3日閲覧)。

(75) 島根県立大学「新型コロナウイルスに関する本学の取り組みについて」<https://hamada.u-shimane.ac.jp/shingakub>

u/document/our_actions_against_COVID-19.pdf#view=Fit、
(2021年7月17日閲覧)。

(76) 大阪健康福祉短期大学(松江キャンパス)「本学独自の学費支援／福祉人材育成修学支援金制度」<https://www.shimane.kenko-fukushi.ac.jp/admissions/support/>、(2021年3月6日閲覧)。

(77) 大阪健康福祉短期大学(松江キャンパス)「学費支援制度／公的奨学金制度」<https://www.shimane.kenko-fukushi.ac.jp/admissions/support/>、(2021年3月6日閲覧)。

(78) 島根県育英会「島根県奨学金返還助成制度」<https://www.shimane-ikuei.or.jp/exemption/106/>、(2021年3月3日閲覧)。

(79) 島根県育英会「島根県奨学金返還助成制度の対象地域」対象地域_(H29年3月時点).pdf (shimane-ikuei.or.jp)、(2021年3月3日閲覧)。

(80) 島根県「島根県におけるバス路線等の状況について」<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/access/bus/>、

(2021年6月22日閲覧)。島根県の乗合バスの輸送人員は、国土交通省によれば1964年度の約5,500万人をピークとして、2006年度には824万人と約15%に減少している。

(81) 松江市公共交通利用促進市民会議ならびに松江市は2007年に「松江市公共交通体系整備計画第1次計画」<http://www1.city.matsue.shimane.jp/shisei/keikaku/rekishi/koutsuuseibikeikaku/1jikeikaku.html>、(2021年6月22日閲覧)を、2011年に「松江市公共交通体系整備計画第2次計画」<http://www1.city.matsue.shimane.jp/shisei/keikaku/rekishi/koutsuuseibikeikaku/2jikeikaku.html>、(2021年6月22日閲覧)を、2017年に「松江市公共交通体系整備計画第3次計画」<http://www1.city.matsue.shimane.jp/shisei/keikaku/rekishi/koutsuuseibikeikaku/sanji.html>、(2021年6月22日閲覧)を策定した。「松江市公共交通体系整備計画」の事務局は松江市歴史まちづくり部都市政策課である。

(82) 松江市役所保健福祉課「松江市ひとり親家庭等高校通学費助成について」<http://www1.city.matsue.shimane.jp/kyouiku/kosodate/shien/hitorioya.data/panfuretto.pdf>、(2021年6月16日閲覧)。

(83) 松江市交通政策課バス交通係「松江市通学支援補助金のご案内」<http://www1.city.matsue.shimane.jp/sumai/koutsu/tsuugakuhojyonooshirase/index.data/chirashi.pdf>、(2021年6月16日閲覧)。2007年には「松江市中学生・高校生通学支援補助金」という名称であったが2011年に松江市通学支援補助金と改められた。「平成19年3月30日告示松江市告示第159号松江市中学生・高校生通学支援補助金交付要綱」http://www.city.matsue.shimane.jp/rus_img/disclose/200703-135-1.pdf、(2021年6月16日閲覧)、および「松江市告示第368号松江市学生通学支援補助金交付要綱(平成19年松江市告示第159号)の一部改正」http://www.city.matsue.shimane.jp/rus_img/disclose/201107-49-1.pdf、(2021年6月16日閲覧)参照。

(84) 松江市交通局「定期券・フリー定期券」https://matsue-bus.jp/teiki_free/、(2021年6月16日閲覧)。松江市公共交通利用促進市民会議「電車やバスを便利に利用するための冊子」6頁、<http://www1.city.matsue.shimane.jp/sumai/koutsu/koutsuushiminkaigi/nomycarweek/nomycar.data/r01benri.pdf>、

(2021年6月16日閲覧)。松江市公共交通利用促進市民会議・松江市交通政策課「電車やバスを便利に利用するための冊子」<http://www1.city.matsue.shimane.jp/sumai/koutsu/koutsuushiminkaigi/nomycarweek/nomycar.data/r01benri.pdf>、

(2021年6月16日閲覧)。

(85) 出雲市「出雲市佐田町スクールバスに関する条例平成17年出雲市条例第276号」<https://www.city.izumo.shimane.jp/reiki/act/frame/frame110000874.htm>、(2021年6月18日閲覧)。

(86) 島根県川本町「通学費助成について」https://www.town.shimane-kawamoto.lg.jp/doc/syugaku_syuusyoku/tuugaku_hizyoseinituite、(2021年6月18日閲覧)、同「小中学校遠距離通学費助成」<https://www.town.shimane-kawamoto.lg.jp/files/original/20190722163620757cd1b0a19.pdf>、(2021年6月18日閲覧)。

(87) 島根県西ノ島町「島根県立隠岐島前高等学校生徒の通学費助成に関する条例平成3年6月26日条例第19号」https://www1.g-reiki.net/nishinoshima.shimane/reiki_honbun/m159RG00000325.html、(2021年6月18日閲覧)。

(88) 島根県「しまね留学」<https://shimane-ryugaku.jp/outline/whatis/>、(2021年2月28日閲覧)。

(89) 松江市「待機児童・入所不承諾者の状況」<http://www1.city.matsue.shimane.jp/kyouiku/hoiku/hoyoukodomu/hoikusho/H26taikijidousuu.html>、(2021年2月28日閲覧)。

(90) 財政制度等審議会(2019)「令和時代の財政の在り方に関する建議」p.25-26、https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaisaia20190619/06.pdf、(2021年2月28日閲覧)。

(91) 島根県(2020)「島根創世計画」https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/index.data/souseieikeikaku_illustrated.pdf、(2021年2月28日閲覧)。

(92) 総務省「全都道府県の主要財政指標(令和元年度決算)」。

(93) 島根県中山間地域研究センター(2021)「島根県中山間地域研究センターの概要」https://www.pref.shimane.lg.jp/chusankan/index.data/mrrc_gaiyouR3.4.pdf、(2021年7月10日閲覧)。1999年には「島根県中山間地域活性化基本条例」が制定された。

(94) 島根県中山間地域研究センター(2020)「令和元年度山陰両県共同研究成果報告書」https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/region/kikan/chusankan/chiiki/chiikidukurishien.data/2kenkyoudoukenkyu_houkokusyo.pdf?site=sp、(2021年7月10日閲覧)。

(95) 財政制度等審議会(2019)「令和時代の財政の在り方に関する建議」p.42、https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaisaia20190619/06.pdf、(2021年2月28日閲覧)。

Current Situation of Childcare and Education Expenses and Support Measures by Local Governments:
A Case Study of Shimane Prefecture, Japan from the Viewpoint of Progressive Introduction of Free Education

Kiyomi Kawauchi¹

In 2012, the Japanese Government has withdrawn its reservation of Article 13(2) of the International Agreement on Economic, Social and Cultural Rights, and has started to gradually make education free at the level of secondary and tertiary education. Based on the previous research of the principles and measures of progressive introduction of free education, the latest situation of educational expenses and support measures from childcare until post-secondary education was therein clarified for the situation of Shimane Prefecture, Japan.

Shimane Prefecture faces a declining birth rate, an ageing population as well as depopulation in the mountainous regions. The prefecture supports the efforts of municipalities in the prefecture to provide total support for marriage, childbirth, and child rearing in accordance with local conditions. In all age groups, support measures in rural areas are based on the need to counter the decline in the population and the ageing of the population in order to ensure the survival of the region.

The introduction of free education in the countryside will reduce the administrative burden of relieving the financial burden on the population, improve the quality of education itself and lead to an improvement in the quality of education. The introduction of such financial support and changes in the way the government responds will provide an opportunity to solve various problems in the local education and childcare sector while also improving the treatment of the staff.

Key words: educational expenses, progressive introduction of free education, local policy, childcare and education, access to higher education

This work was requested from Prof. Akio WATANABE by JSPS research grant JP19K02864.

1. Department of Childcare and Childhood Education, Osaka College of Social Health and Welfare, Matsue 690-0823, Japan